

## 大崎事件の再審開始を求める要請書

鹿児島地方裁判所 刑事部 御中

2019年6月25日、最高裁判所は鹿児島地方裁判所、福岡高等裁判所宮崎支部の再審開始決定を取り消して、原口アヤ子さんの再審請求を棄却しました。原口さんや支援者だけでなく、弁護団も勝利を確信していただけに呆然としました。最高裁判所の決定は内容、手続ともにあまりにひどいものでした。「疑わしきは被告人の利益に」という原則が全くないがしろにされた決定でした。しかし、弁護団はすぐに立ち直り、第4次再審に向けて準備を始めました。

私たちは第3次再審請求ですでに無罪へのハードルは越えたと考えています。被害者のご遺体に確定判決が認定する窒息死を想定する痕跡が認められないことは明らかで、共犯者とされる人たち及び共謀を目撃したとされる親族の供述の信用性には強い疑問が存在するからです。本来これで充分のはずです。しかし、最高裁判所は、その到達点を無視しました。少なくとも、私たちはそのように考えています。

弁護団は最高裁判所が指摘した「出血性ショックを明らかにする客観的証拠がない」、「死亡時期に関する言及がない」、「死体遺棄の存在、近隣の客観的状況から親族による殺人事件と考えるほかない」という問題点すべてに応える新しい証拠を手にして第4次再審に臨んでいます。それは専門家の三通の鑑定書です。一通は解剖写真の中に大量出血を明らかに示すものがあること、及び自転車事故により頸髄が損傷しており、近隣の住民が家に被害者を運んだとされる午後9時頃に被害者は、頸髄損傷に起因して死亡した可能性が高いことを明らかにする澤野誠教授の医学鑑定書です。さらに、被害者を家に運んだ近隣住民の供述の信用性に疑義があるという、供述に関する高木光太郎・大橋靖史教授、及び稲葉光行教授による二通の鑑定書です。

40年以上、無実を主張してこられた原口アヤ子さんの叫びに裁判所は答えていただきたいと思えます。娘さんは父親の再審も求めています。貴裁判所が早期に再審開始を決定してくださるよう強く要請いたします。

氏 名	住 所

20 年 月 日

<取扱団体> 大崎事件・首都圏の会 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター5階 日本国民救援会東京都本部内 Tel 03-5842-6464